

平成31年第1回港区議会定例会追加議案件名一覧

追加議案3件

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 議案第22号 | 港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第23号 | 港区国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第24号 | 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |

平成31年第1回港区議会定例会追加議案の概要

議案第22号

【総務部人事課】

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行による「労働基準法」の一部改正及び国家公務員の超過勤務時間に係る人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務時間の上限等について区規則で定めることとするものです。

○ 内 容

- (1) 職員の超過勤務時間の上限等を区規則で定めることとします。
- (2) 港区職員の給与に関する条例で引用している本条例の条項番号を変更します。

○ 施行期日 平成31年4月1日

議案第23号

【保健福祉支援部国保年金課】

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充及び保険料の賦課限度額の変更をするものです。

○ 内 容

- (1) 保険料率等の改定

現 行	改正案	増 減
・ 所得割	・ 所得割	
(医療分) 100分の7.32	(医療分) 100分の7.25	△0.07
(支援金分) 100分の2.22	(支援金分) 100分の2.24	0.02
(介護分) 100分の1.18	(介護分) 100分の1.24	0.06
・ 均等割	・ 均等割	
(医療分) 3万9,000円	(医療分) 3万9,900円	900円
(支援金分) 1万2,000円	(支援金分) 1万2,300円	300円

※支援金分とは、後期高齢者支援金等賦課額

- (2) 被保険者均等割額の減額措置の拡充

5割又は2割の減額措置を受けられる世帯の所得基準を引き上げます。

(3) 保険料の賦課限度額の変更

現 行	改正案	増 減
(医療分) 58 万円	(医療分) 61 万円	3 万円

(4) その他規定の整備

- 施行期日 平成31年4月1日。ただし、(4)については、公布の日

**議案第24号 【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】
港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

本案は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行による「労働基準法」の一部改正及び国家公務員の超過勤務時間に係る人事院規則の一部改正を踏まえ、幼稚園教育職員の超過勤務時間の上限等について教育委員会規則で定めることとするものです。

○ 内 容

- (1) 幼稚園教育職員の超過勤務時間の上限等を教育委員会規則で定めることとします。
- (2) 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例で引用している本条例の条項番号を変更します。
- (3) 港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例で引用している本条例の条項番号を変更します。

- 施行期日 平成31年4月1日